

高知県県有施設太陽光発電設備整備事業に係る
電力供給契約書（案）

高知県＜又は、指定管理者名＞（以下「甲」という。）と●●●●●株式会社（以下「乙」という。）は、次の条項により、乙から甲への電力供給に係る契約を締結する。

（信義誠実等の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。
2 甲乙両者は、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

（契約の目的）

第2条 本契約は、乙が設置した太陽光発電設備と電力供給に必要な付帯設備（以下「本発電設備」という。）において発電した電力を、甲で使用する電力の需要に応じて、供給することを目的とする。甲は乙より供給された電力の対価を乙に支払うものとする。

（前提）

第3条 甲及び乙は、本契約の履行に当たり、令和●●年●●月●●日付けで高知県知事と乙が締結した高知県県有施設太陽光発電設備整備事業の実施に関する協定書（以下「協定書」という。）の内容を遵守しなければならない。

（事業内容）

第4条 この事業の内容は、次のとおりとする。

（1）設備設置施設（以下「施設」という。）

名称	高知県●●●●●
所在地	●●市●●●
建物名	●●●●●
設置場所	屋上（屋根）上

（2）本発電設備

発電出力	
電気方式	
周波数	
モジュール	
パワーコンディショナ	
遠隔監視装置	
専用保護継電器	
電力量計	
置き基礎架台	

(3) 電力供給開始日

電力供給開始日は甲乙協議の上、決定する（令和9年1月1日からを想定）。

(4) 契約期間

本契約の期間は、本契約締結日からはじまり、電力供給開始日の21年後までとする。電力供給の期間は、電力供給開始日の20年後までとする。

ただし、甲に起因する乙の設備停止又は自家消費できない期間が長期間となった場合は、甲乙協議の上、甲による売電収入補償は行わないかわりに当該日数の延期を行うことができるものとする。

(5) 電気料金単価

●●. ●●円/kWh (うち消費税及び地方消費税の額 ●. ●●円/kWh)

消費税及び地方消費税の額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、それぞれの使用単価に110分の10を乗じて得た額である。

太陽光発電電力使用単価の消費税及び地方消費税の額は、甲の負担とする。消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって消費税等率に変動が生じた場合は、特段の変更手続を行うことなく、相当額を加減したものを契約金額とする。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等額に変動が生じない場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

(6) 補助金の還元方法及び還元額

高知県県有施設太陽光発電設備整備事業費補助金（以下「補助金」という。）の還元については、補助金額を電気料金の請求回数に合わせて分割した定額を毎月の電気料金の請求額から差し引きして還元することとする。ただし、還元額に請求回数を乗じた金額が補助金額に満たない場合は、最終回の電気料金の請求で相殺する。

また、電気料金が還元額に満たない場合は、当月の還元額の不足額のみを翌月の請求に繰り越し、併せて差し引きすることとする。

補助金額	●, ●●●, ●●●円
毎月の還元額	●●, ●●●円 (●●, ●●●円×239カ月+最終月●●, ●●●円 =●, ●●●, ●●●円)

(7) この契約に規定する請求、通知、通告、申出、同意及び解除は、書面によりこれを行う。

(8) 本契約によって得られる環境価値のうち、甲に供給を行った電力量に紐付く環境価値については、甲に帰属させるものとする。

(電力供給)

第5条 乙は、本発電設備を用いて発電した電力を施設へ供給する。

2 乙は施設への電力供給の安定に努めなければならない。ただし、次のいずれかに該当するときは、乙は電力供給の停止又は利用制限を行うことができるものとするが、できる限り迅速に復旧するよう努めること。

(1) 本発電設備に故障が生じたか、生じる恐れがある場合

- (2) その他乙が保安上問題があると認めた場合
 - (3) 本発電設備について、電気主任技術者が作成する保安規程に基づき保安上の必要がある場合
 - (4) 本発電設備又は一般送配電事業者の電気設備に関する点検又は修理のため必要がある場合
- 3 乙の都合により電力供給量が著しく減少し、又は電力供給が行われないこととなった場合は、乙は、これによって甲が受けた損害について賠償の責任を負う。なお、天候不良や経年劣化、その他不可抗力による場合はこの限りではない。
- 4 甲の責により電力供給量が著しく減少し、又は電力供給が行われないこととなった場合における、乙が受けた損害に対する賠償については、甲乙協議の上、決定する。

(料金の算定)

第6条 本発電設備から施設に供給されて甲が使用した電力量（以下「使用電力量」という。）の単位は1 kWhとし、その端数は小数点以下第一位で四捨五入する。

- 2 乙は、電気料金の検針日において、前回の検針日から当該検針日の前日（契約期間終了後の請求においては契約期間の最終日）までの間の使用電力量を算定し、これに第4条第5号の電気料金単価を乗じて得た金額に消費税及び地方消費税の額を加算して、甲が乙に支払う料金（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）を算出する。

$$\text{電気料金} = \text{電気料金単価} (\text{円} / \text{kWh}) \times \text{使用電力量} (\text{kWh}) + \text{消費税及び地方消費税の額}$$

- 3 検針日は毎月設定し、乙は算出された電気料金から、第4条第6号に定める補助金還元額を差し引いた金額について、甲に請求書を交付し請求する。

- 4 乙は検定を受けた電力量計を設置し適正に管理しなければならない。なお、乙は電力量計を更新する場合は事前に甲に報告するものとする。

(料金の支払等)

第7条 乙は前条により算定した料金を毎月甲に請求するものとする

- 2 甲が請求書を受理し、内容を確認のうえ意義がないと認めるときは、請求書を受理した日から30日以内に乙に料金を支払うものとする。
- 3 甲は、甲の責に帰すべき事由により料金の支払を遅延した場合には、乙に対し、支払期日の翌日から支払いの日までの日数に応じ、この契約を締結した日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定に基づき、財務大臣が定める割合により算定した滞金を支払うものとする。

(本発電設備の管理)

第8条 乙は、本発電設備を正常に運用できるよう、定期点検等の保守及び保全の一切を行い、本発電設備が故障した場合、本発電設備を正常な状態に回復させるものとする。乙は、本発電設備の保守及び保全のため、甲の事前の承諾を得て、必要な範囲で甲の敷地及び建物に立ち入ることができるものとする。本発電設備に関する保守、保全及び補修に関する費用は、乙が負担するものとする。

- 2 乙は、乙の負担により本発電設備の維持管理を行い、点検及び調整等により常に安全な状態で電力の供給を行うとともに、善良なる管理者として物件を使用し、甲の業務に支障を生じさせないものとする。
- 3 甲は、乙による本発電設備の点検及び調整等に協力するものとする。甲は、本発電設備に異常を発見した場合は、直ちに乙に連絡するものとする。
- 4 本発電設備が故障した場合は、乙は直ちにこれを修理し、本発電設備が故障する前の状態に回復させなければならない。その際に発生する費用は、乙が負担する。
- 5 本発電設備の故障が、甲の故意又は過失を原因とする場合は、修繕に要する費用は甲の負担とする。また乙又は乙が委任する者の故意又は過失を原因とする場合は、乙の負担とする。
- 6 甲が委託している施設の電気主任技術者と、責任分界点、保全の内容及び費用負担等を協議し、維持管理に努めること。
- 7 乙は事業の履行に当たり、当該年度開始の30日前（事業開始年度は事業開始日の30日前）までに本施設の維持管理の内容を記載した年間維持管理計画書（年間想定発電量、自家消費量、組織体制、年間修繕計画及び維持管理計画等）を提出し、甲の確認を受けなければならない。また、乙は翌年度開始2週間以内に年間維持管理報告書（発電量、自家消費量、修繕記録等）を甲に提出しなければならない。
- 8 甲乙は、本事業に関する最新の情報を共有し、変動するさまざまなリスクに迅速に対応するため、必要に応じて運営協議会を設置することができるものとする。

（緊急時の対応）

- 第9条 乙は本事業の実施に当たり、事故、災害等に対応するための体制を整備し、その体制についてあらかじめ書面により甲に報告しなければならない。
- 2 乙は本件設備に関して事故、災害等による緊急事態が発生した時は、直ちに甲に報告するとともに、速やかに実態を調査し、復旧のための適切な措置を講じ、当該不具合等の再発を防止するための対応を行うものとする。

（保守等の代行実施）

- 第10条 乙が実施する本発電設備管理のうち、その点検、調整及び修理については、乙は乙の指定する者に委任し、又は請け負わせて行うことができる。
- 2 乙以外の者に本発電設備の点検等を行わせる場合は、緊急に修理を行う場合を除き、乙はあらかじめ甲に次の事項を通知し、その承諾を得なければならない。ただし、本事業に係る提案書に記載された実施体制と相違なければ当該通知及び承諾は不要とする。
 - (1) 委任し、又は請け負わせる内容
 - (2) 委任し、又は請け負わせる相手

（本発電設備の一時撤去に係る取決め）

- 第11条 本発電設備の一時撤去に係る取決めについては、仕様書第6（7）のとおりとする。

(本発電設備の消費電力に係る費用)

第12条 電源を必要とする本発電設備が消費する電力に係る費用は、甲の負担とする。

(本発電設備等損傷への対応)

第13条 乙は、契約期間中、本発電設備の設置、運営又は保守の工事、自然災害その他の事態に起因する本発電設備の損傷等又は甲若しくは第三者への損害賠償に備え、必要十分な保険へ加入するものとし、当該保険証券の写しを甲に提出するものとする。

- 2 契約期間中に、施設に雨漏り等が生じた場合には、乙は原因究明に協力するものとする。雨漏り等が乙による設備設置に起因する場合には、乙の負担により速やかに修復すること。
- 3 天災地変など甲乙どちらの責にも帰することができない事由により本契約の履行が不能若しくは一部不能になった場合は、甲乙協議の上、解決する。

(禁止事項)

第14条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならず、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。ただし、事前に甲の書面による承諾を受けた場合は、この限りではない。

- (1) 施設の現状を変更すること。
 - (2) 施設の上に本発電設備以外の物を設置すること。
 - (3) 施設において、甲に迷惑を及ぼすおそれのある行為をすること。
 - (4) 施設を甲及び乙の活動目的以外の用途に使用し、又は、施設を公序良俗に反し若しくは甲が不適当と認める目的に使用すること。
- 2 甲は、次の各号に該当する行為をしてはならない。ただし、事前に乙の書面等による承諾を受けた場合は、この限りではない。
 - (1) 本発電設備に対して影となる障害物を設置する等、乙による太陽光発電事業の売電量減につながることが想定される行為を行うこと。
 - (2) 本発電設備に第三者を立ち入らせること。

(契約保証金)

第15条 乙は、この契約の締結と同時に契約保証金として●●円を甲に納付しなければならない。

- 2 前項の契約保証金は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、甲に帰属するものとする。
- 3 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行したときは、乙の請求により、遅滞なく契約保証金を還付するものとする。
- 4 契約保証金には、利息を付さないものとする。

高知県契約規則第40条の規定（契約保証金の免除）に該当する場合は、上記に替えて、

「(契約保証金)

第15条 契約保証金は、高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）

第40条第●号の規定により免除する。」とする。

(暴力団員等からの不当介入に対する通報及び報告の義務)

第16条 乙は、この契約に係る事業の遂行に当たって、暴力団員等（高知県暴力団排除条例（平成2年高知県条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。第18条の2第1項において同じ。）による不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、その旨を甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(秘密の保持)

第17条 甲及び乙は、相手方の了解を得た場合を除き、契約期間中及び終了後（解除を含む。）に関わらずこの契約の履行に当たって知り得た秘密を他人に漏らし、又はこの契約以外の目的に利用してはならない。ただし、法律、条例等により開示が義務づけられている場合で、所定の手続きにより開示する場合はこの限りでない。

(契約の解除等)

第18条 甲又は乙は、以下各号の事由のいずれかに該当する場合、甲乙協議のうえで、本契約を解除することができる。

- (1) 天災地変その他不可抗力により本契約の実施が著しく困難となった場合。
 - (2) その他客観的に契約の実施が不可能と判断される合理的理由が認められる場合。
- 2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告することなく直ちに契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害が生じたとしても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。
- (1) 乙が、天災地変その他不可抗力の原因によらないで、電力を供給する見込みがないと甲が認めたとき。
 - (2) この契約に違反し、甲が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、乙がその違反を是正しないとき。
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(暴力団排除措置による解除)

第18条の2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害が生じたとしても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）であると認められるとき。
- (2) 役員等（次に掲げる者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員等であると認められるとき。
 - ア 法人にあっては、代表役員等及び一般役員であって経営に事実上参加している者
 - イ 法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他アに掲げる者と同等の責任を有する者

ウ 個人にあっては、その者及びその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。））

- (3) 役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用していると認められるとき。
- (4) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、自己、その属する法人等（法人その他の団体をいう。）若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用していると認められるとき。
- (6) 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (7) 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用していると認められるとき。
- (8) 役員等が、県との契約に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用していると認められるとき。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (10) 第16条に規定する義務を履行しなかったと認められるとき。

（談合等の不正行為があつた場合の解除）

第18条の3 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この解除により乙に損害を及ぼしても甲はその責めを負わないものとする。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があつたとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第62条第1項に規定する課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）。
- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があつたとして独占禁止法第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (3) 乙（法人の場合にあっては、その役員及びその使用人をも含む。）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条若しくは第95条（独占禁止法第89条第1項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限る。）の規定による刑が確定したとき。
- (4) 納付命令又は排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下この号及び次号において「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをしていい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があつたとされたとき。

(5) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があつたとされた期間及び当該違反する行為の対象となつた取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に事業者選定委員会が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき（公正取引委員会が発した文書によってこの契約を特定できる場合に限る。）。

（関係法令の遵守）

第19条 乙は、この契約を履行するに当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働契約法（平成19年法律第128号）その他関係法令の適用基準を遵守しなければならない。

（乙の文書提出義務）

第20条 乙（乙が法人である場合は、その役員及びその使用人をも含む。）は、この契約に関して、公正取引委員会、警察、検察庁、裁判所その他公的機関から通知、命令その他の文書（この契約書の規定により甲から発せられた文書を除く。）の交付を受けたときは、直ちに当該文書の写しを甲に提出しなければならない。

2 前項の規定は、この業務が完了した後においても適用する。

3 前2項の規定は、契約期間の末日から起算して5年を経過した日の属する年度の末日まで適用する。

（契約の費用）

第21条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

（年当たりの割合の基礎となる日数）

第22条 第7条第3項の規定による遅延利息等の額を計算する場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

（契約終了時の設備の扱い）

第23条 契約期間満了時、乙は施設から設備の一切を撤去し、施設を原状に回復したうえで甲に明け渡すものとする。ただし、事前に甲から設備の譲渡の希望があつた場合は、甲乙協議のうえで設備を甲へ譲渡できるものとする。

（特約事項）

第24条 甲は、翌年度以降の甲の歳出予算においてこの契約の契約金額が減額又は削除された場合はこの契約の一部又は全部を解除することができるものとする。

2 乙は、前項の規定によりこの契約を解除された場合において、乙に損害が生じたときは、甲にその損害の賠償を請求することができる。

(疑義の決定等)

第25条 この契約に関し疑義のあるとき、又はこの契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

(裁判管轄)

第26条 この契約に関して生じた甲乙間の紛争については、高知地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(契約内容の変更)

第27条 甲と乙は、必要があると認めたときは協議の上、甲及び乙での書面による合意によって本契約内容の一部を変更することができる。

2 甲と乙は、本契約の締結時点で甲及び乙が予測できない物価その他の経済事情の著しい変動が生じた場合、又は、本契約に適用される法令等の改廃その他の社会事情の著しい変化が生じた場合には、本契約の変更等について、甲と乙は誠実に協議するものとする。

(契約外の事項)

第28条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義の生じた事項については、甲乙協議して定める。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。ただし、電子契約サービスを利用する場合においては、この契約の証として契約内容を記録した電磁的記録を作成し、委託者及び受託者が電子署名を行うものとする。

令和●●年●●月●●日

甲 ●●市●●●

高知県

高知県●●●●●●

●● ●● ●●

<又は、指定管理者名>

乙 ●●市●●●

●●●●●株式会社

代表取締役 ●● ●●